

公共調達適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(物品役務等)

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	備考
R6 渡良瀬川流域防災情報等発信支援業務	分任支出負担行為担当官 関東地方整備局 渡良瀬川河川事務所 長 荒井 満 栃木県足利市中町6 61-3	令和6年4月1日	(株) サードセンス 東京都千代田区神田淡路 町1-11-8	9010001091905	本業務は、渡良瀬川の情報発信と流域住民との交流の場となる渡良瀬川河川事務所の防災情報発信施設「わたらせ 川のふれあい館 せせら」の管理運営及び渡良瀬川流域住民に向けて河川・砂防事業の理解促進及び環境や防災に対する意識を深めてもらうことを目的とした広報企画を立案・実施し、渡良瀬川に関する防災情報等の発信を行うものである。 本業務を遂行するためには、高度な企画力を必要とすることから、業務実施方針及び業務フロー、特定テーマに対する提案などを含めた技術提案を求め、企画競争により選定を行った。 株式会社サードセンスは、企画提案書をふまえて当該業務を実施するのに適切と認められたため、上記業者と契約を行うものである。 (適用法令) 会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号	非公表	13,212,100	非公表		
R6 土砂災害防止月間に係わる群馬圏域新聞掲載業務	分任支出負担行為担当官 関東地方整備局 渡良瀬川河川事務所 長 荒井 満 栃木県足利市中町6 61-3	令和6年4月5日	(株) 上毛新聞社 群馬県前橋市古市町1- 50-21	6070001001480	本業務は、毎年6月1日～6月30日の「土砂災害防止月間」にあわせ、土石流・地すべり・がけ崩れ等の土砂災害による人命、財産等の被害の現状をかんがみて、土砂災害に対する県民の理解と関心を広く深めるとともに、土砂災害に関する防災知識の普及、警戒避難体制の整備促進等の運動を強力に推進し、土砂災害による人命財産の被害の防止に資することを目的とし実施するものである。 本業務を遂行するためには、高度な企画力を必要とすることから、新聞広告において土砂災害に対する防災意識の向上を図るための工夫について技術提案を求め、企画競争により選定を行った。 株式会社上毛新聞社は、企画提案書において総合的に最も優れた提案を行った業者であり、当該業務を実施するのに適切と認められたため、上記業者と契約を行うものである。 (適用法令) 会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号	非公表	2,396,900	非公表		
R6 松木山腹工における体験植樹補助業務	分任支出負担行為担当官 関東地方整備局 渡良瀬川河川事務所 長 荒井 満 栃木県足利市中町6 61-3	令和6年4月8日	特定非営利活動法人 足尾に緑を育てる会 栃木県日光市足尾町松原 2-9	4060005002593	本業務は、足尾の歴史と自然環境を背景に、参加者が植樹を自ら体験することで緑化の意義や環境保全の重要性を認識してもらうとともに、荒廃した足尾山地からの土砂流出による土砂災害を防ぐための砂防事業の必要性について広く普及啓発を行うものである。 本業務を遂行するためには、高度な企画力を必要とすることから、業務実施方針及び業務フロー、特定テーマに対する提案などを含めた技術提案を求め、企画競争により選定を行った。 特定非営利活動法人足尾に緑を育てる会は、企画提案書をふまえて当該業務を実施するのに適切と認められたため、上記業者と契約を行うものである。 (適用法令) 会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号	非公表	9,515,000	非公表		

公共調達の適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(物品役務等)

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	備考
R6単価契約渡良瀬川不動産鑑定評価等業務(その2)	分任支出負担行為担当官関東地方整備局渡良瀬川河川事務所 荒井 満 栃木県足利市田中町661-3	令和6年4月26日	株式会社 総研 栃木県宇都宮市小幡2-4-5	7060001002487	<p>本業務は、渡良瀬川河川事務所が実施する事業に必要な土地等の取得等及びこれに伴う損失の補償等に関する業務のうち、「国土交通省の公共用地の取得に伴う損失補償基準の運用方針」(平成15年8月5日国総国調第57号)第二6の規定に基づき求める不動産鑑定評価及び土地評価事務処理細則(昭和62年1月8日経整発第3号)に規定する「格差率の補正」、第7条に規定する「土地価格の変動率」等について不動産鑑定士に判断を求める意見書の依頼を行うことを目的とする。</p> <p>本業務を遂行するためには豊富な知識や経験、高い信頼性を必要とすることから、実績、鑑定評価手法、確実性、作成方針、研修の受講などを含めた企画提案を求め、企画競争により選定を行った。</p> <p>株式会社 総研は、企画提案書において優れた提案を行った業者であり、本業務を実施するのに適切と認められたため、契約するものである。</p> <p>(適用法令)会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号</p>	非公表	基準単価 177,100	非公表		単価契約、 予定調達 総額： 2,336,400円
R6単価契約渡良瀬川不動産鑑定評価等業務(その1)	分任支出負担行為担当官関東地方整備局渡良瀬川河川事務所 荒井 満 栃木県足利市田中町661-3	令和6年5月9日	(有)前原不動産鑑定システム 群馬県太田市浜町16-19	8070002032226	<p>本業務は、渡良瀬川河川事務所が実施する事業に必要な土地等の取得等及びこれに伴う損失の補償等に関する業務のうち、「国土交通省の公共用地の取得に伴う損失補償基準の運用方針」(平成15年8月5日国総国調第57号)第二6の規定に基づき求める不動産鑑定評価及び土地評価事務処理細則(昭和62年1月8日経整発第3号)に規定する「格差率の補正」、第7条に規定する「土地価格の変動率」等について不動産鑑定士に判断を求める意見書の依頼を行うことを目的とする。</p> <p>本業務を遂行するためには豊富な知識や経験、高い信頼性を必要とすることから、実績、鑑定評価手法、確実性、作成方針、研修の受講などを含めた企画提案を求め、企画競争により選定を行った。</p> <p>有限会社 前原不動産鑑定システムは、企画提案書において優れた提案を行った業者であり、本業務を実施するのに適切と認められたため、契約するものである。</p> <p>(適用法令)会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号</p>	非公表	基準単価 177,100	非公表		単価契約、 予定調達 総額： 2,336,400円